

市町村ごとの総合的な財政情報について

I 公表の趣旨

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の行財政運営については、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になるとともに、地方財政の状況が極めて厳しい中で、各団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために自らの財政状況についてより積極的に情報を開示することが求められています。

各団体においては、これまでも地方自治法に基づく決算や財政状況の公表などの情報開示に努めていますが、今後の公会計改革の推進や新しい地方公共団体の再生法制の具体化も視野に入れ、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政的援助の状況も含め、各市町村ごとの総合的な財政情報について、財政状況等一覧表として公表するものです。

なお、この一覧表は全国の地方公共団体で作成するもので、各団体間の比較が容易となるよう全国統一様式となっており、市町村分については、それぞれの市町村のホームページでも掲載しています。

II 公表内容

1 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)

市町村の財政の中心をなし、行財政運営の基本的な経費を網羅して計上している「一般会計」と、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する「特別会計」の決算状況を示しています。なお、「普通会計」とは、地方公共団体で異なる会計の範囲について、財政比較や統一的な掌握のため、地方財政統計上、統一的に用いられている会計区分のことで、一般会計と特別会計相互間の出し入れ(重複部分)を控除したものをいいます。したがって、一般会計と特別会計の合計額と普通会計は一致しません。

【用語解説】

- ・形式収支 … 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額
- ・実質収支 … 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた額
- ・他会計からの繰入金 … 一般会計、特別会計等の会計間で移動した額

2 1以外の特別会計の財政状況(公営事業会計に係るもの)

水道事業、病院事業、下水道事業等の「公営企業」、競馬・競輪等の「収益事業」、国民健康保険・老人保健医療・介護保険事業会計等の1以外の特別会計の決算状況を示しています。

【用語解説】

- ・総収益 … 地方公営企業法適用企業(以下「法適用企業」という。)における営業活動に伴う収益。(サービスの提供の対価としての料金収入が主体)
- ・総費用 … 法適用企業における営業活動の費用。(サービスの提供に要する人件費、物件費等の営業費用が主体)
- ・純損益 … 総収益から総費用を差し引いた額。
- ・不良債務 … 流動負債の額が流動資産の額を上回る場合その超える額。(当面の支払い能力を超える債務の額)

3 関係する一部事務組合等の財政状況

1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で、事務の一部(ゴミ処理、消防、火葬等)を共同で処理するために設立された一部事務組合の決算状況を示しています。(当該市町村が加入している組合 を記載しています。)

【用語解説】

- ・当該団体の負担割合 … 一部事務組合が歳入した負担金総額のうち、当該団体が構成団体として支出した負担金の割合。

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公共団体と民間が共同出資した法人の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況を示しています。対象は市町村の出資等の額が総額の25%以上の法人、出資割合は25%未満であるが、財政的支援[補助金(負担金、交付金等を含む。)、貸付金、債務保証、損失補償]を行っている法人となっています。したがって、県が所管している第三セクターであっても、市町村が財政的支援を行っている場合

等についても、公表の対象としています。

【用語解説】

- ・経常損益 … 每期繰り返す事業活動の結果としての利益(損失)。
- ・資本又は正味財産 … 法人の総資産額から総負債額を差し引いた正味財産額のこと、この額が負の場合は「債務超過」であることを表す。

5 財政指数

【財政力指数】

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値。この指数が1に近いほど財政に余裕があるとされています。

(全国平均=0.52 大分県平均=0.52)

【実質収支比率】

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額(形式収支)から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの(実質収支)を、標準財政規模(標準的な税収入等に普通交付税の額を加算したもの)で除したものです。通常3~5%が適当とされています。

(全国平均=3.5% 大分県平均=4.1%)

【実質公債費比率】

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、平成18年度(17年度決算)から新たに導入されたもので、従来の起債制限比率(交付税措置のある地方債を除いた一般財源による公債費の負担割合)に一定の見直し(厳格化)を行った指標です。この指標が18%を超える場合は、地方債の発行にあたり知事の許可が必要となります。

(全国平均=14.8% 大分県平均=13.9%)

【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税等の経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標です。この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源が多くなることになり、財政構造の弾力性があることを表します。

(全国平均=90.2% 大分県平均=92.7%)

○問合せ先

総務部地方行政局財政班

内線:2415